

平成30年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

平成30年6月20日（水曜日）

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 16番 | 佐竹康彦君 |
| 17番 | 荒幡伸一君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 東口正美君 | 20番 | 木戸岡秀彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主任 | 高石健太君 | | |

出席説明員（12名）

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 市民部長 | 村上敏彰君 |
| 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部長 | 田口茂夫君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 直井亨君 |
| 学校教育部長 | 田村美砂君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |

議事日程

〔厚生文教委員会審査報告 日程第1〕

第1 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

〔建設環境委員会審査報告 日程第2～日程第4〕

第 2 第 4 5 号議案 市道路線の認定について

第 3 第 4 6 号議案 市道路線の一部廃止について

第 4 第 4 7 号議案 市道路線の認定について

〔議会運営委員会審査報告 日程第 5〕

第 5 3 0 第 1 4 号陳情 東大和市議会の予算・決算特別委員会並びに各常任委員会のインターネット中継の実現に関する陳情

第 6 議第 6 号議案 東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書

第 7 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 7 まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 6月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る6月18日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日、机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。

また、6月15日、正午までに提出された請願、陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

○議長（押本 修君） 日程第1 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） おはようございます。

ただいま議題に供されました第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定につきまして、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

この議案審査は、平成30年6月15日に本委員会を開催し、副市長及び関係部課長の出席を求めて行いました。本案は既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

初めに、今回選定された指定管理者は、平成21年度から25年度までの市民会館の指定管理者だったが、その次の5年間の――すなわち現在の指定管理者を選定する際に選ばれなかったにもかかわらず、今回選ばれた理由について質疑されました。その答弁は、前回選定の際の選ばれなかった理由は、ふぐあいがあったわけではなく、選定時においては、それぞれの提案内容の審査によって評価をした結果とのことでした。

また、指定管理者が変わることにより、市民利用枠の削減や使用料の値上げなどの市民サービスの低下が起らないかという質問に対し、利用枠については、指定管理者の自主事業及び独自事業として、市が主催する催し物を土曜日、あるいは日曜日及び祝日に実施する場合は、原則各月の土曜日や日曜日及び祝日の合計の半数以下となるようにするよう留意事項として仕様書に定めてあり、利用料については、条例で定めている利用料を採用しており、条例の改正には、議会の議決を経ての条例改正による利用料の上限額の変更がない限り値上げはできないとの答弁がありました。

さらに、指定管理者の勤務状況が労働基準法などの法令を遵守しているかどうかの市の監督責任については、

募集に際し、募集要綱と一体のものとして整えている指定管理者仕様書において、関係法令等の遵守について求めており、基本協定書において、指定管理者は従業員に対する雇用者または使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他法令上全ての責任を負って従業員を管理するものと定めていること。また、市の監督方法としては、毎月の定例会として連絡調整会議の際などに、適宜法令遵守の確認を行うとともに、毎月の勤務予定表の提出を求めることで行うとの説明がありました。

次に、指定管理者制度導入に対する市の認識とメリット、さらに、そこに照らし合わせた場合の今回の指定管理者選定について確認するさまざまな質疑が出され、これら質疑に対する答弁の概要は次のとおりです。

①指定管理者制度は、民間の専門的な知見を活用したサービスの向上とコストの削減、費用対効果を図っていくというものだが、東大和市でも行政大綱などにより、持続可能な行財政運営のために民間活力の知見を東大和市に取り入れて進めるという方針を出している。新たな指定管理者の選定を行う段階でも、その点を確認しながら進めて、総論としての市民サービスの向上を図れるようにしなければならないという点においては、今回もサービスの向上を特に重点を置く形の中で選定を真摯に行った。

②一般的に指定管理者を導入した場合でも、万が一途中で何か大きな不祥事や事故などがあった場合には、いつでも市が直営でサービスが提供できることも常に考えておかなければいけないと一般的に言われている点については、市民会館の条例の中に法令遵守などの規定もあり、それに違反すると取り消しの条件になる。また、基本協定の中で遵守事項にも定めているため、きちんと事業者と市が調整をとり、市民サービスが安定的にできるような形で市としては取り組んでまいりたい。

③今回の指定管理者を選定した理由について、5項目ほど挙げるができる。1つ目が来場者増について、積極的な取り組みが期待できること。2つ目が地域の芸術・文化の振興について、積極的な取り組みが期待できること。3つ目が施設の稼働率の改善について、積極的な取り組みが期待できること。4つ目がにぎわいの創出等について、積極的な取り組みが期待できること。5つ目が日本一子育てしやすいまちを目指した市の施策に即し、子供及び子育て世代に向けた芸術・文化の振興事業及び奨励、普及事業に関する取り組みが提案されていることだ。これらに基づいたさまざまな提案があったことで評価が高かった。

④具体的に評価が高かった点については、年間100こまの市民を対象とした講座やワークショップの事業展開を図るという提案がなされたこと、子供及び子育て世帯などに対し、ゼロ歳から楽しめる親子向けのコンサート、あるいは親子で体験できるファミリー層の参加を促す仕掛けを心がけていくという提案があったことが挙げられる。

⑤今回選定された事業者の基本計画事業書の2ページにある施設稼働率60%超えの達成についてだが、現指定管理者での施設の稼働率はその前の指定管理者、すなわち今回選定された事業者よりも低いという認識は当然あったが、現事業者もアウトリーチ事業などさまざまな事業でその稼働率を上げようという努力は続けていたことは評価していた。しかし、今回の指定管理者選定に当たっては、過去の実績ということではなく、今後5年間どうやって施設をよくしていくのか、市民ニーズの満足度を上げていくのか、稼働率を上げていくのかという点で評価をさせていただいた。

今回の指定管理者の提案が現行の稼働率よりもかなり高い目標値であったため、事業者には特別なノウハウがあることで具体的な数字が示せるのだと感じた。また、両方の応募者が運営している施設を事前に拝見した際、今回選定した事業者の施設では、従業員の個々人がホスピタリティー、おもてなしの精神を大切にするといい企業風土が感じられ、そのことも稼働率に影響していると感じた。

⑥現指定管理者は単に貸し館やホール管理をするだけではなく、そのホールを活用した東大和市の文化・芸術の振興や、指定管理者からの提案にあるまちなか活性化事業について期待するという点についてだが、現指定管理者においても、うまかんべえ～祭や産業まつりなどに対し、アウトリーチ事業を展開していただいたということは高く評価しているところだ。しかし、今回選定した指定管理者については、やはりアウトリーチ事業によって、市民会館を中心としたにぎわいの創出を大切にすることが伝わってきた。具体的にはワークショップ講座の開催などで、外から市民を呼び込んできて、次にその内容をアウトリーチ事業として、例えばうまかんべえ～祭などで発表するなどといった形の事業につなげていくものだ。市民会館自体をにぎわいの創出の場所とするということが、1つのコンセプトになっているというふうに理解している。

次に、稼働率や管理コスト、市民が参画するホールサポーターの状況などに関する質疑がありました。

稼働率については平成20年度の市の直営のときが53.2%、今回選定された指定管理者の前回の最終年度の実績としては、平成25年度の62.1%を最高としている。その後、現在の管理者になった平成26年度は56.6%、27年度は58.1%、28年度は55.5%と減少している中、今回選定された事業者は63%を目指すとしている。これは全体的に見ても高い水準だと思っていると答弁がありました。

次に、管理コストについては、収支予算書で示されている今回の5カ年の指定管理委託料4億8,935万円に対し、実際に市が直営していた平成14年度から18年度までの5年間の指定管理委託料に相当する額が7億2,793万円というデータを整えていることから、指定管理を導入していくことにより金銭的な効果というのは見受けられるとの市の見解が示されました。

また、市民が参画するホールサポーターについては、21年度が30人、22年度が25人、23年度が24人、24年度25人であり、その後も同水準で推移し、直近の29年度が28人となっているとのこと。また、今回選定された事業者についても、同様にホールサポーターの皆様方に活躍をしていただく場をもって、施設のにぎわいの創出に力をかしていただきたいという考えでいることとの答弁がありました。

さらに、築10年以上が経過し、今後ふえていくと思われるホールの修繕などの対応のすみ分けについては、50万円以下の小修繕については、年度の指定管理料の中で賄っていただき、50万円より高額なものについては市と相談することになっていることが、契約の中で示しているとの説明もありました。

委員から出た次の指定管理者に対する要望としては、催し物の集客を図るための広報の工夫、さらには市民が利用しやすい規模ということで800名規模となった大ホールの活用に関する営業的活動の強化、また毎年同じ時期に利用している団体への気配りなどが出ました。また、市に対する要望としては、施設利用料を維持すること、指定管理事業者の緊急時の危機管理体制を評価の対象にするべきだとの要望が出ました。

質疑、自由討議を終了後、討論はなく、直ちに採決を行った結果、全会一致で第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

私ども公明党といたしましては、指定管理者制度を含めた公民連携の手法をあらゆる分野で積極的に導入していくことについて、これまでも一般質問や予算要望において一貫して求めてまいりました。当市においては、平成21年度から市民会館に指定管理者制度を導入し、翌22年度からは市民体育館に指定管理者制度を導入いたしました。両施設ともに民間の専門的なノウハウの活用による市民サービスの向上と、管理運営経費の節減において大きな成果、実績を上げており、利用されている市民の皆様からも評価をされているものと認識しております。

また、本定例会の初日におきましては、当市の48の公の施設について包括施設管理業務委託契約を進めるための債務負担行為についても議決されたところであり、これまでの指定管理者制度における実績を踏まえ、公民連携の手法をさらに積極的に取り入れようとしていることを評価するものであります。

厚生文教委員会における審査においては、本事業者を選定した理由について、同様の施設管理におけるこれまでの豊富な経験と実績を踏まえ、専門的な知見やノウハウを活用した市民サービスの向上が図られること。市民、利用者へのおもてなしの姿勢が高いこと。また、経費面においても直営との比較において十分な優位性があることを確認させていただきました。

また、資料として示された基本事業計画書においては、魅力ある施設運営に向けた施策として市民協働の鑑賞・創造事業、オーケストラプロジェクトの定例化、市民ワークショップ講座年間100こま開講、施設稼働率60%超の達成、ホール時間貸し制度の提案、関係機関との連携によるまちなか活性化事業の展開に取り組むことが5つの公約として掲げられております。私ども議会としても、事業者においてこのように明確に示された公約がきちんと実現をされていくのかをチェックし、評価していかなければなりません。

また、市民会館施設の安定的な貸し館事業による文化・芸術施策の振興を図ることは当然であります。さらに当市が目指す日本一子育てしやすいまちづくりに向けて、市民会館独自の子育て支援事業や商店街等との連携によるまちなかにぎわいの創出、産業振興や地域の活性化においても、これまで以上に積極的に事業が展開され、市政発展に貢献されることを大いに期待するところでございます。

市民会館も開館から20年近くが経過し、設備や備品等の経年劣化が見られております。近年、音響、照明等の設備の更新については計画的に取り組まれ、改善が図られておりますが、備品等については開館当初のものが使われている事例があり、基本協定書に基づき指定管理者との間において適正な更新が図られるよう取り組みを求めます。

今回の指定管理者となる事業者は、平成21年度から5年間、市民会館の管理運営を担われた実績もあり、これまで以上に市民協働による市民文化の創造と文化・芸術施策の充実がさらに図られることを大いに期待して、賛成の討論といたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 第45号議案 市道路線の認定について

日程第3 第46号議案 市道路線の一部廃止について

日程第4 第47号議案 市道路線の認定について

○議長（押本 修君） 日程第2 第45号議案 市道路線の認定について、日程第3 第46号議案 市道路線の一部廃止について、日程第4 第47号議案 市道路線の認定について、以上、議案3件を一括議題に供します。
以上3件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました第45号議案 市道路線の認定について、第46号議案 市道路線の一部廃止について及び第47号議案 市道路線の認定について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、平成30年6月18日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

まず当該3議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論を終了し、採決を行い、結果、第45号議案 市道路線の認定について、第46号議案 市道路線の一部廃止について及び第47号議案 市道路線の認定については、全て原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会における審査経過及び結果の報告を終了いたします。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第45号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第46号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第47号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 30第14号陳情 東大和市議会の予算・決算特別委員会並びに各常任委員会のインターネット中継の実現に関する陳情

○議長（押本 修君） 日程第5 30第14号陳情 東大和市議会の予算・決算特別委員会並びに各常任委員会のインターネット中継の実現に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○2番（中野志乃夫君） 30第14号陳情 東大和市議会の予算・決算特別委員会並びに各常任委員会のインターネット中継の実現に関する陳情に関する審査結果を御報告いたします。

本陳情に関する質疑として、陳情で求めているインターネット中継に関して、平成30年度当初予算に市議会からの要望は入りませんでした。その後、議長より市議会の総意として具体的な対応を市長部局に求めるなどを行っている。設置に向けての現在の動きはどうなっているのかとの質疑などがありました。

議会事務局からは、議長の要請の結果、インターネット中継の補正予算が検討され、平成31年第1回定例会には間に合うように進められている。具体的には12月までには補正予算を計上するように求めているほか、情報システム委員会や個人情報保護審議会にインターネット中継に関する案件をかける必要があること。また、機材に関しても検討をした結果、カメラが委員会室と全員協議会室にそれぞれ1台ずつ必要であること。そうした点を踏まえて準備を進めているとの答弁がありました。

自由討議では各委員より、陳情内容はこれまで市議会が求めてきたことを述べており、十分理解できるものである。もともと議会のあり方検討委員会から出された要望でもあり、具体化され始めたことを評価するが、

このインターネット中継が実現したら市民に対する議会報告会が必要ないという論議にならないよう指摘しておきたい。市民からの要望として陳情内容は尊重するが、既に実現に向かって動き出していることも考慮する必要がある等の意見が出されました。

そして、委員より現時点では実際に具体的な動きが既に始まっていることから、陳情内容を尊重した上で本陳情を趣旨採択とすべきとの動議が出され、全会一致で本陳情は趣旨採択となりました。

以上であります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

30第14号陳情 東大和市議会の予算・決算特別委員会並びに各常任委員会のインターネット中継の実現に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第6 議第6号議案 東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第6 議第6号議案 東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。議案提出者を代表して、議第6号議案 東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

多摩地域では、シルバーパスを利用できる交通機関も限られているという状況や所得階層の状況から、シルバーパスが十分活用できないという状況が顕然として存在しています。このシルバーパス制度の負担の軽減、そして制度改善は市民の皆さんの大きな要求になっていることから、意見書を提出するという提案であります。

以下、読み上げて提案理由の説明とします。

東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書。

超高齢社会を迎え、高齢者の生活を支え社会参加を促進する上で、移動手段としての交通機関の充実とその利用の改善は重要な課題となっています。この点で東京都が実施している70歳以上の高齢者を対象としたシルバーパス制度は多くの高齢者に利用され、歓迎されているものです。

同時に、制度発足当時は無料パスであったものが、その後、利用者の費用負担が導入され、現在、住民税非課税または所得125万円以下の高齢者は1,000円、それ以外の高齢者は一律に2万510円の負担が求められるものとなっています。このため利用者が激減し、1999年度には全都で72%の利用者があったものが、2016年度には46%と半分以下となるなど、制度の趣旨である高齢者の社会参加、高齢者福祉の充実に逆行するものとなっています。

また、利用者のふえている多摩都市モノレール、ゆりかもめへのシルバーパスの適用も高齢者の強い要望となっています。東京都はこれら第三セクターの交通機関について、シルバーパスの対象は路線バスと都営交通だとして適用対象から外していますが、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市などの政令市では第三セクターでの利用も認められており、要望にこたえることが強く求められています。

加えて、町田市など住民の日常生活圏域が都外に及んでいる地域においては、都県境をまたがるバス路線でのシルバーパスの利用が認められていないため、シルバーパスとは別に乗車賃を負担せざるを得なかったり、シルバーパスを利用できる路線で迂回しなければならないなどの困難に直面しており、都区内で乗車もしくは降車した場合でのシルバーパス適用を求める声が広がっています。東大和市でも、立川駅、玉川上水駅、上北台駅と西武球場を結ぶメットライフドーム線も同様の理由でシルバーパスが適用されません。

さらに、当市のちょこバスも含め、コミュニティバスでのシルバーパス利用を求める要望も多く寄せられています。

よって、下記事項について実施を強く求めるものです。

- 1、利用者の負担軽減を図ること。所得に応じた多段階の料金制度に改善すること。
- 2、多摩都市モノレール、ゆりかもめでの利用を認めること。
- 3、区市町村が運営しているコミュニティバスでのシルバーパス利用を促進するため、東京都として財政支援を行うこと。
- 4、都県境のバス路線について、都内停留所で乗車もしくは降車する利用について、シルバーパスの適用を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第6号議案 東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。
よって、本案を否決と決します。

日程第7 閉会中の継続審査について

○議長（押本 修君） 日程第7 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。
建設環境委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 東 口 正 美